

市報第 3 号

横浜市手数料条例の一部改正についての専決処分報告

横浜市手数料条例の一部改正については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定を適用し、平成20年 4 月25日市長において次のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成20年 6 月 5 日提出

横浜市 長 中 田 宏

横浜市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 4 月25日

横浜市 長 中 田 宏

横浜市条例第25号

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年 3 月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号及び第 7 号中「第10条第 1 項」の次に「、第10条の 2 第 1 項から第 5 項まで又は第 126 条」を加え、同条第 8 号及び第 9 号中「第12条の 2 第 1 項」を「第12条の 2 において準用する同法第10条第 1 項若しくは第10条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定又は同法第 126 条」に改め、同条第10号中「第48条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）」の次に「若しくは第 126 条」を加える。

附 則

この条例は、平成20年5月1日から施行する。